

議事要旨(7) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

新井専門研究員より、資料「審議事項(7)-1 関連当事者の検討状況(第4回)」に基づき、IASB との第三回コンバージェンス会議における討議(当委員会からの質問事項に対するIASB の回答)の報告がなされ、その後、国際会計基準第24号と現在検討中の公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」文案との相違点の説明及び当該公開草案文案における前回からの修正点に関する説明がなされた。

前回からの文案の主な修正点としては、「子会社」の定義について、専門委員会での意見を踏まえ、会社に準じる被支配事業体も含まれることを明示したこと、「従業員の企業年金」について、どのような企業年金を対象としているのか明確にすべきであるとの委員会及び専門委員会での意見を踏まえ、企業とは明らかに独立して運営されているものを除く形で規定したこと、「近親者」については、2親等以内の親族を具体的に記載したこと、「開示対象外取引の例示」については、現行の財務諸表等規則と同様の表現にしたこと、「一般的な取引条件の開示」については、会計基準の「結論の背景」に記載すべきか否か両論あるが、規定する場合には、「情報として信頼性を確保する観点から、検証可能な場合のみ記載できることに留意しなければならない」という記述を設けることが考えられるという説明がなされた。

また、併せて審議事項(7)-2において、関連当事者開示検討専門委員会における当面のスケジュール案も提示された。

上記の説明に対して、委員等からの主な発言は以下の通りである。

- ・ 従業員の企業年金について、どのようなものが関連当事者に該当するか、以前の文案に比べて明確になってきたが、実態面も踏まえると、会社役員が年金の理事長を兼務している場合の取扱いについて、より明確にできないかという意見が出された。また、関連当事者に該当した場合には、何を開示対象とするのかについても明確にする必要があるという意見が出された。なお、後者については、事務局より、年金数理人へのヒアリングを踏まえると、資産運用の大部分は外部の金融機関に委託しているという現状を鑑みれば、年金基金と企業との取引については通常存在しないと考えられるが、年金基金が自己運用する場合もあり得るということから、資金運用面で企業との取引が存在するのであれば、その部分が開示対象となるという説明がなされた。
- ・ 証券取引法と会社法では個別財務諸表上での開示の取扱いなどについて異なる状況にあるが、重要性の判断等について整合性のとれる形での検討を要するとの意見が出された。
- ・ 「一般的な取引条件の開示」に関しては、留意点のような形での記載は必要ないという意見が出される一方、取引条件の開示に関する文案の文意を明瞭にした上で検討すべきであるという意見が出された。

これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以上